

課題 2-3

知的協力・技術支援の推進

取り組み例	指標	2002 (14年度)	2003 (15年度)	2004 (16年度)	2005 (17年度)	2006 (18年度)		2007 (19年度)
						計画	実績	計画
各国の多様な開発ニーズの適切な把握	(指標1) 開発途上国政府との政策対話、マクロ経済調査、セクター調査を行った国数		(新規指標)		72	45	67	49
開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進	(指標2) 調査業務等を通じた開発途上国に対する各種提言件数		(新規指標)		207	225	205	199
問題解決、優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化	(指標3) 開発途上国に対するフィードバックセミナー等、各種セミナー及び研修の開催件数		(新規指標)		56	58	76	52
支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援	(指標4) 開発途上国向けの調達・貸付実行管理・債務管理能力向上のためのセミナー・研修実施国数		(新規指標)		25	22	38	27
評価結果								

○：優れた取り組みがなされたと評価します。 □：良好な取り組みがなされたと評価します。 △：今後の取り組みに留意が必要です。
 -：外部環境の変化等により評価不能。

1. 年間事業計画に掲げている取り組み例に関する評価

各国の多様な開発ニーズの適切な把握

- ・(指標1)の実績は計画を大きく上回りました。例えば、インドネシア、フィリピン、ベトナム、インド、カンボジア、モンゴル、コロンビア、ナミビア等において、相手国政府・国際機関等との開発政策に関する意見交換、優先案件に関する協議等の政策対話を行ったほか、国際収支・財政状況の把握等マクロ経済調査、セクター調査等を実施しました。また、開発途上国の開発ニーズは経済発展段階や社会経済体制、歴史・宗教・文化的背景、自然環境等により様々であり、支援効果を一層高めるため、あるいは、将来の効果的な支援につなげるためには、各国の多様な開発ニーズを適切に把握する必要があります。ザンビアやマダガスカル等サブサハラ諸国においては、「アフリカ民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」(注1)に基づく具体的な案件の実施に向け、現地事情に精通する様々な専門家の知見を活用し、民間セクター開発に関する発掘型案件形成調査(注2)を実施しました。また、バングラデシュの鉄道セクターに関し、障害者配慮のためのユニバーサルデザイン概念導入に関する調査を行うなど、貧困、経済社会インフラ、人材育成、地方開発、財政、環境改善等多岐にわたる分野で多様なニーズを踏まえた調査を行いました。

(注1)「アフリカの民間セクター開発のための共同イニシアティブ(ESPA for Africa)」：アフリカの民間セクター開発を包括

的に支援するため、投資環境整備、金融市場の育成、社会・経済インフラ整備、零細・中小企業支援、貿易・海外直接投資の促進を、5年間に亘り支援するもので、信託基金、本行とAfDBの協調融資促進スキーム、及び民間企業を最終的な借入人とする本行のAfDB向け融資の3つの手法で構成されています。

(注2) 発掘型案件形成調査：本行が国別に設定した調査テーマに対する日本国内の団体等からの提案に基づく、将来の案件の発掘・形成のための調査です。

開発途上国の政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理に至る、あらゆる段階における知的協力・技術支援の推進

・(指標2)については、計画をほぼ達成しました。開発事業の効果を持続的に発現し、開発成果を高めていくためには、政策立案、案件形成から完成後の運営・維持管理等の段階における知的協力・技術支援を推進する必要がありますが、具体的には以下のような取り組みが行われました。

➤ ベトナムの都市交通改善事業、インドネシアの電力公社発電能力強化事業、ケニアの港拡張事業等に関し、有償資金協力促進調査(SAF)(注3)の一つである案件形成促進調査(SAPROF)(注4)を実施し、各国の開発ニーズを踏まえ、特にソフト面に重点を置いて事業形成に取り組みました。例えば、ベトナムの都市交通改善事業では、ベトナム初の大量高速輸送鉄道事業の案件形成にあたり、単なるハードインフラの建設計画に終わらず、長期的な持続性確保の観点から都市鉄道技術標準の策定や組織・運営維持管理体制の構築等についてソフト支援の必要性を提示し、技術協力プロジェクト実施に向けた道筋をつけました。なお、2006年度の円借款の承諾案件77件の内、SAPROFの実施(2006年度以前の実施も含む)により案件形成を支援した案件は32件(42%)であり、開発途上国のニーズに合った円借款事業の案件形成にSAPROFが効果的に活用されています。

(注3) 有償資金協力促進調査(Special Assistance Facility: SAF)：海外経済協力業務において、開発途上国による案件形成の支援、本行が資金協力の対象とした案件の円滑な実施、援助効果の促進もしくは調達の公平性・透明性の確保、及び円借款事業への知見・情報の蓄積を図ることを目的として、本行がコンサルタント等を雇用して実施する調査業務です。

(注4) 案件形成促進調査(SAPROF)：プロジェクトを形成する場合には、様々な側面から検討し、様々な専門能力が必要とされていますが、資金や専門技術等の制約から、必要性が高いプロジェクトであっても開発途上国側で十分な事業計画の形成作業を行うことが困難な場合があります。本行では、プロジェクトの要請、または打診がなされたものの中にこのようなプロジェクトがあった場合、SAPROFによる追加的な調査を行い、相手国のプロジェクト形成努力を支援しています。

➤ 個別案件の事業形成調査以外にも、SAF等調査業務を活用し、中国、タイ、インドネシア、ベトナム、インド、モロッコ等において、環境、運輸、電力、金融等の各セクターにおける政策・制度改善、組織強化、事業の運営維持管理の改善等に関する知的協力を実施しました。また、開発事業の持続性確保の観点から、例えば適正な料金設定の検討や現地での説明会、研修等を役務に含めて調査し、事業を多面的にサポートしました。

➤ 投資環境整備に向けた知的協力では、本行は、国連貿易開発会議(UNCTAD)と共に、投資先として日本の企業の関心が高い国に対して海外直接投資促進のための環境整備・改善に関する政策提言書(通称：Blue Book)を作成・手交しています。2006年度は、西アフリカ向けでは初めてとなるガーナとザンビアへBlue Bookを手交しました。

・開発政策等への知的協力として、「慢性的貧困および一時的貧困の削減におけるインフラへの役割」、「日伯の新しい産業協力分野(バイオ燃料関連分野)」、「PPP 地域電力セクターにおける地熱開発の意義」、「地熱資源開発促進に向けた円借款支援可能性」、「上下水道事業における新たな金融スキームの機能」等の調査を実施し、現地でシンポジウムやセミナーを開催するなど、調査結果に関するフィードバックを充実させました。京都メカニズムに基づく新しい枠組みを活用したCDM案件等に繋がる調査が多く実施されたことも特徴として挙げられます。また、「上下水道における新たな金融スキームの機能のあり方」については、北京で行われた世界水会議で分科会を主催し、世界銀行、米国国際開発庁の他、インド、フィリピン、中国の参加者から、各々、上水事業へのOutput-Based Aidの導入事例、Revolving Fundの導入、インドでの革新的なアプローチ、マニラでの民活の成功例、中国の下水事業へのBOTスキームの

活用などの報告がなされ、約 100 人の聴講者との間で活発な議論が行われました。

- ・ なお、指標の対象ではありませんが、本行は、ベトナム下水道セクターの法的な整備を支援すべく、「ベトナム下水政令検討委員会受入れプログラム」を開催し、官民パートナーシップ(PPP)を含めた日本の下水道や下水道財政に関する講義をはじめ、大阪市や滋賀県等地方自治体の事業現場の視察など、下水道事業の適切な運営に関する日本の事例を紹介しました。また、ベトナムとの類似点が多く、円借款を通じた支援により下水道事業が成果を挙げている中国からも専門家を招き、最近の中国における現状と課題、教訓などを共有しました。

問題解決・優良案件形成における経験・教訓の開発途上国との共有の強化

- ・ (指標 3) の実績は計画を上回りました。具体的には以下のような取り組みがありました。
 - 事後評価から得た教訓や提言を開発途上国政府、政府機関、受益住民等と幅広く共有するため、ベトナム、インド、パキスタン、ブルガリア、モロッコ、カメルーン等において、個別案件の事後評価結果に関するフィードバックセミナーを開催しました。ブルガリアの「亜鉛・鉛精錬所の環境対策支援にかかるインパクト評価」に関するフィードバックセミナーでは、同国のソフィア大学と共催し、円借款を供与した「地域産業公害改善事業」の事後評価結果について、特に環境・社会的インパクトと CSR(社会的責任)に関する成果を報告し、東欧が市場経済化へ移行しつつあるこの時期、民間資金では対応しきれない環境分野に対して日本の資金と高い技術が果たした役割は大きいと、高く評価されました。
 - 産業の多角化を目指し、今後の製造業、インフラ事業等、新規事業へのプロジェクトファイナンス活用を期待しているブルネイに対し、政府機関職員を中心にプロジェクトファイナンスの知見の提供、人材育成協力の一環としてワークショップを開催したほか、石油化学・精製等の分野で大型プロジェクトを抱えるサウジアラビアに対しても、プロジェクトファイナンスに係るキャパシティ・ビルディング支援のため、現地関連企業職員を対象としたワークショップを開催しました。
 - ODA でのグッドガバナンスをめぐる国際潮流である汚職対策等に関する議論が活発化しています。そのような中、本行は、インドネシアで実施機関の職員を対象とした「汚職への対応セミナー」を開催しました。
 - 地球温暖化対策に関する排出権取引等が一層注目される中、これまでの本行の取り組み事例を基に CDM 事業の具体的な案件形成を指南するセミナーがメキシコやブラジル等で開催されました。
 - 本行の円借款事業の監理から蓄積されたノウハウを共有すべく、JICA と連携して、開発途上国政府・政府機関等の中堅幹部職員やプロジェクト担当者を対象に、「公的資金協力セミナー」(20 カ国 20 名参加)、「環境改善・公害対策融資セミナー」(11 カ国 15 名参加)、「ODA プロジェクト評価セミナー」(17 カ国 19 名参加。評価の手法やインドネシア、チュニジア等における本行と開発途上国政府・政府機関による合同評価の事例等を紹介)等の実務的なテーマによるセミナーを実施しました。
 - 円借款案件の事業実施段階で生じる入札・契約上の問題の予防・対応能力を高めるために、高知工科大学等の協力を経て、国際契約マネジメントの研修教材を作成しました。2007 年 2 月には、タイで周辺 11 カ国の事業機関職員等を対象に研修を行いました(77 頁、事例紹介参照)。

< 事例紹介 > 国際契約管理の講座を実施

本行は、2007年2月から3月に、タイ・バンコクのアジア工科大学(AIT)において国際契約管理に関する国際講座を開催しました。これは、国際契約マネジメント講座カリキュラム・教材作成業務の一環であり、講座の参加者と共に途上国における公共事業の仕組みや慣行などを議論し、教材を完成させました。

講座には、アジアの11カ国(バングラデシュ、カンボジア、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モルディブ、パキスタン、スリランカ、タイ、ベトナム)から、政府職員や円借款事業の現場責任者のほか、工科系大学の先生、タイの近隣国経済開発支援機構職員などが参加しました。

円借款事業では、実施中に、契約の不備や内容の理解不足などから発注者(事業実施機関)と請負者(コントラクター等)の間でトラブルとなることが珍しくありません。本行は、事業関係者間の知識や経験のギャップを埋め、国際契約への参入と実施を円滑に進めることが、事業を成功に導くための重要課題の一つであると考えています。

支援対象国の事業管理・債務管理能力向上に対する支援

- ・(指標4)については、計画を上回りました。具体的な取り組みとしては、中国、インドネシア、フィリピン、マレーシア、インド、イラク、等の開発途上国政府・政府機関の円借款業務担当者等を対象に、本行が新たに作成した「標準入札書類(プラント・機械据付工事用)」、「片務的契約条件チェックリスト」も活用して、調達監理や貸付手続に関するセミナーを現地で開催しました。

2. 課題への取り組み状況の評価結果

- ・上記に照らし、課題への優れた取り組みがなされたと評価します。
- ・今後もこのように、開発途上国政府の実態とニーズを適時・的確に把握し、我が国の有する知見、技術、人材及び制度を活用した支援を行うことが重要です。